

「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」に対する意見・要望

1. 総論

- 私的整理の新たな選択肢として、指定法人や裁判所の関与の下で公平性・透明性を確保しつつ、スピーディーに債務整理を進めるための制度整備が図られることは、当該事業者の実効的な事業再構築、地域経済・社会の安定・発展に資するものとなりうることから、本案の方向性に特段の異論はない。
- 一方、多様な関係者が安心して活用できる制度とするためには、制度の濫用・悪用（モラルハザード）の防止、少額債権者保護等の論点にもしっかりと対処することが必要と考える。
- 本案は、我が国では初の試みとなる「多数決による私的整理」であるため、専門家、実務家等とも十分な議論を尽くしたうえで、全ての関係者にとって公平・公正である制度設計となるよう期待する。

2. 債務者による制度の濫用・悪用防止

- 本制度が想定する「事業再構築」の対象範囲の捉え方によっては、例えば、既存事業の頓挫等に伴う安易な新分野への進出といった案件が含まれ得るなど、債務者のモラルハザードにつながりかねない。経営規律の確保を含む、モラルハザード回避への厳正な対応が必要と考える。

—— この点、事案に応じて、経営体制の見直しや役員報酬削減など、経営責任や株主責任に関する内容を再構築計画案等に盛り込むことを検討してはどうか。

3. 少額債権者の保護

- 再構築計画案の決議における「多数決」の基準については、少額債権者保

護の観点から、債権額に応じた議決権に加え、債権者数による要件を加えるなど、慎重な検討が必要と考える。

4. 事業再構築の定義

○事業再生においては、「新分野展開」、「業態転換」等もさることながら、「不採算部門の撤退」も多い。「不採算部門の撤退」が対象となる旨を明記してはどうか。

5. 対象債権の範囲

○私的整理の対象債権は、原則として、「一定の基準に該当するもの等を除く全ての債権」とされているが、対象債権者の経済合理性と、商事債権者の連鎖倒産等のリスクとのバランスを考慮した、適切な制度とすることが必要と考える。

○本制度による事業再構築を円滑に進めるにあたっては、政府系金融機関や信用保証協会等の協力も不可欠であり、本制度の対象となる債権者に、これらの公的な主体も含まれることを明記していただきたい。

6. 対象事業者の範囲

○地域振興、雇用の確保、サプライチェーンの維持に必要な事業者等の観点を含め、対象となる事業者の定義を明確化することにより、対象事業者における取組み意義の充実、モラルの維持を図ることが必要と考える。

○中堅・中小企業の私的整理においては、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や中小企業活性化協議会のスキームが機能しており、本案による新制度との効果的な使い分けが望まれる。

—— 例えば、本案による新制度については、債権者が多く、全員の同意を得るのが困難なケースなどを念頭に置いてはどうか。

7. 指定法人の役割

○指定法人による再構築計画概要案等の確認事項について、再構築計画案の

実現可能性、弁済計画・債権者における経済合理性の妥当性・公平性等の項目を明記することが必要である。

—— この点、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」で定められているような債務超過解消年数、経常黒字化年数、有利子負債の対キャッシュフロー比率などの数値基準を示すことが考えられないか。

—— また、再構築計画成立後のモニタリング体制や、計画遂行に問題が生じた場合の対応についても記載内容に含めることを検討してはどうか。

○債務減免を伴う場合には、指定法人が関与する諸手続きの客観性、公平性、経済合理性確保の観点から、弁護士や公認会計士等の実務家・専門家がしっかりと関与することが必要である。

○また、事業再構築を円滑に進めるため、指定法人に対して、計画成立後の再構築計画の進捗状況をモニタリングする権限等を、付与してはどうか。

8. 裁判所による決議の認可

○裁判所による認可に際しては、決議の瑕疵と清算価値保障に加え、簡易迅速な手続きの遂行と適法性の担保要請とのバランスを考慮したうえで、民事再生手続等も参考に、法令違反、計画の遂行の見込み、債権者一般の利益等を判断材料に加えることも検討してはどうか。

○裁判所が認可して確定した債権については、確定判決と同一の効力を有することとなるよう検討してはどうか。

9. 債権者による裁判所の認可に対する即時抗告

○債権者が行う即時抗告については、決議の瑕疵や清算価値保障に加え、債権者の権利を保護するため、計画内容（遂行可能性、スポンサーの適格性、経営者責任等）の妥当性についても異議申立てを可能とすることを検討してはどうか。

10. 一時停止要請（残高維持要請）

○債権者への弁済を止める一時停止要請（残高維持要請）が出された場合、

債権者はそれに応じること、また、この要請は「支払停止」には当たらない旨を明確化してはどうか。

—— 手続中の債権者によって対応にバラつきがないよう、法的な拘束力を持たせた方がよいのではないか。

11. 無税償却

○債権者が債権放棄等の権利変更を行う場合、無税償却できるような税制面の手当てが必要である。

12. ガイドラインやQ & Aの策定

○本法制度に基づく実務上の取り扱いや、計画遂行に問題が生じたときの対応、本案による新制度と他の準則型私的整理手続きとの関係等に関するガイドラインやQ & Aを作成してはどうか。

以 上